

(庶ろ-15-B)

平成24年4月19日

地方裁判所刑事訟廷管理官 殿

水戸、宇都宮、前橋、静岡、甲府、長野、
新潟、京都、神戸、名古屋、岐阜、富山、
広島、山口、長崎、大分、熊本、福島、
山形、青森、札幌、旭川、徳島、松山

最高裁判所事務総局情報政策課専門官 若井 啓 悟

刑事裁判事務支援システムのプログラム修正に伴う操作上
の留意点について（事務連絡）

刑事裁判事務支援システム（以下「KEITAS」という。）の運用に当たっては、日ごろより格別の御配慮をいただきありがとうございます。

さて、このたび、これまでユーザサポートや所管係に寄せられた問い合わせを踏まえ、KEITASの操作上特に誤入力や誤操作をしやすい部分を改善し、操作性を向上させること等を目的として、プログラムの修正を行うこととなりました。

ついては、このプログラム修正により、画面表示や操作方法が一部変更となることから、操作上留意していただきたい点について別添のとおりまとめましたので、関係職員に周知していただきますよう、よろしくお取り計らいください。

なお、既にお知らせしているとおり、プログラムの修正作業は別紙のとおり時間帯で行います。この時間帯はKEITASを使用することができませんので、この点についてもあらためて周知していただきますよう、お願いいたします。

おって、KEITASオンラインヘルプ上の操作マニュアル、よくある質問と回答及び個別画面説明については、4月末までに今回のプログラム修正を反映した内容に改訂する予定です。

(別紙)

1 Web 研修環境の利用停止時間

4月19日(木) 午後7時から同11時まで

2 本番環境の利用停止時間

同日(木) 午後9時から同11時まで

(別添)

平成24年4月 最高裁判所事務総局情報政策課

KEITAS プログラム修正に伴う操作上の留意点

はじめに

これまでユーザサポートや所管係に寄せられた問い合わせを踏まえ、操作性を向上させること等を目的として、プログラムの修正を行います。今回のプログラム修正により、従前から画面表示や操作方法が変更となる点は、下の表のとおりです。

	画面・帳票名	変更の概要
1	CP33_期日指定状況一覧表	主任弁護人がある場合、弁護人欄に主任弁護人を表示するようにしました。
2	AS21_事件入力画面（刑事 雑・その他）等	事件削除ができる条件を変更しました。
3	BP10_勾留状等	職業欄について、印刷できる文字数を25文字に増やしました。
4	CS47_求意見書印刷画面	第1回公判前の身柄に関する求意見書に、裁判官名が印字されるようにしました。
5	AS20_弁護人選任関連印刷 画面 等	被告人の送付先に、収容場所を初期表示されるようにしました。
6	CS22_期日入力画面	場所プルダウンに表示される法廷等のリストに、事件の担当部の使用法廷等が表示されるようにしました。
7	YS13_事件関係送付一覧印 刷画面	送付先が区検の場合、地検と同じ担当部署がリストに表示されるようにしました。
8	YP13_事件関係送付一覧 (勾留関係用)	簡裁の帳票が含まれている場合、庁名に簡裁が表示されるようにしました。
9	CP33_期日指定状況一覧表 CP35_開廷表	裁判官や書記官が表示される欄を拡幅しました。

具体的には、以下のとおりですので、平成24年4月20日以降にKEITASを操作する際の参考としてください。

1. CP33_期日指定状況一覧表における弁護人の変更

変更前

期日指定状況一覧表の弁護人欄は1名のみ表示されるところ、弁護人が複数登録されている場合、主任の有無にかかわらず、最初に登録した弁護人が印刷されていました。



変更後

主任と登録されている弁護人がある場合、当該弁護人が印刷されます。主任と登録されている弁護人がいない場合、最初に登録した弁護人が印刷されます。

今回の修正の結果、CP33_期日指定状況一覧の弁護人欄に表示される弁護人と、AS03_事件入力画面の弁護人欄の1行目に表示される弁護人は同じになります。

2. AS21_事件入力画面（刑事雑・その他）等における事件削除可能範囲の変更

変更前

- ①事件受付後、関連事件等をいったん登録すると、画面からは事件削除ができませんでした。
- ②公訴事実の分離を行った事件や黙示の併合状態での併合事件の分離を行った事件も、事件削除が可能でした。



変更後

- ①関連事件等の情報を削除すれば事件削除が可能になりました。
- ②公訴事実の分離を行った事件や黙示の併合状態での併合事件の分離を行った事件は、事件削除ができないこととしました。

①について

従前、雑事件で基本事件を登録した場合、追起訴事件で先行事件をいったん登録した場合、関連事件を登録した場合は、後から基本事件や先行事件、関連事件の情報を削除したとしても、事件削除はできませんでした。

しかし、これでは、特に受付時に基本事件を登録する雑事件においては、ほとんど事件削除ができる場合がなく、ユーザサポートで事件削除をするしかありませんでした。

そこで、今回の修正では、いったん基本事件、先行事件、関連事件を登録した後でも、登録されている基本事件、先行事件、関連事件の各情報（事件そのものではありません）を削除した場合は、事件削除が可能となるように変更しました。

基本事件、先行事件、関連事件の各情報を削除するには、次の方法によります。

【基本事件の情報を削除する場合】

●基本事件：

事件番号：

平成23年（む）第1010号

事件名：

住居侵入、窃盗

当事者・被告人等：

ジェーン・スミス

①削除ボタンをクリックします。

事件検索・入力

削除

●備考：

②登録ボタンをクリックします。

登録

削除

クリア（新規入力）

押収

事件Aの基本事件として公判請求事件Bを登録した場合、事件Aは公判請求事件Bの関連事件としても登録されますが、事件Aの画面から基本事件の情報を削除すると、自動的に公判請求事件Bの関連事件としての事件Aの情報も削除されます。

【先行事件の情報を削除する場合】

●受付区分 x: 起訴 ●選挙種別:

●同一被告人の先行事件 (係属中): 平成23年 (わ) 第123号

●追起訴: ☒ 裁判員裁判

●即決: ☐ 裁判員裁判

●併合事件: ☐ 追起訴

① 削除ボタンをクリックします。

② 追起訴チェックボックスが自動的に外れます。

③ 登録ボタンをクリックします。

事件名 住所

事件・期日 身柄 関連事件 通訳人 被害者参加

●身柄一覧:

選択 事件番号 名 勾留日 起訴日 満了日

登録 併合 分離 公判前等報告印刷

先行事件を登録すると、本起訴事件・追起訴事件相互に関連事件の情報が登録されますが、先行事件の情報を削除することで、関連事件の情報も削除されます（逆に、関連事件の情報だけ削除しても、先行事件の情報を削除しなければ、事件削除はできません。）

【関連事件の情報を削除する場合】

事件・期日 身柄

●関連事件一覧:

選択 事件番号 事件名

① 削除する関連事件を選択し、関連削除ボタンをクリックします。

② 登録ボタンをクリックします。

登録

ページが表示されました

期限管理 記録

① 削除する関連事件を選択し、関連削除ボタンをクリックします。

事件情報 追加 関連削除

宛名ラベル印刷 閉じる

信頼済みサイト

基本事件や先行事件の設定以外で関連事件が登録されている場合は、関連事件タブの関連事件一覧から上記の手順で削除します。

②について

従前は、公訴事実の分離を行った事件や黙示の併合状態で併合事件の分離をした事件でも事件削除が可能でした。

しかし、事件削除は事件番号ごとに行われることから、分離した一方の事件だけを削除するつもりが、分離した他方の事件まで削除されていました。

そこで、今回の修正では、公訴事実の分離を行った事件や黙示の併合状態で併合事件の分離をした事件は、事件削除ができないようにし、誤って他の事件が削除されることを防止しました。

今回の修正の結果、次の条件のいずれにもあてはまらない場合、事件削除ができます（再審事件を除く。）。（下線が付されている条件が今回の修正部分です。）

- ①期日が登録されたことがある。（※1，※2）
 - ②公判請求事件について、弁論の併合処理が行われている（ただし、黙示の併合の場合（1件複数名の立件の場合）は除く）（※1，※3）
 - ③押収物の受入が行われたことがある。（※1，※2）
 - ④終局日が設定されている
 - ⑤当該事件が他の事件に関連事件や基本事件として登録されている、又は、当該事件に他の事件を関連事件や基本事件として登録している。
 - ⑥記録の引継が行われたことがある。（※1，※2）
 - ⑦記録が他の事件記録に合綴されている。
 - ⑧事件の分離が行われたことがある。（※2）
- （※1 修正の対象外ですが、傍点部分の表現を操作マニュアルから修正しました。）
- （※2 この条件については、登録した情報、例えば、登録した期日を削除しても事件削除はできません。事件削除が必要な場合はユーザサポートへ御連絡ください。）
- （※3 併合事件を分離すれば、②の条件としては事件削除が可能となりますが、その状態ではまだ記録が合綴状態ですので、⑦の条件により事件削除ができません。そこで、記録の分離を行うことで、事件削除が可能となります。）

3. BP10 勾留状における職業欄の印刷できる文字数の拡大

変更前

勾留状の印刷する BS11_勾留請求関連帳票印刷画面では、職業欄に25文字まで入力できますが、印刷される勾留票には、入力した文字のうち10文字分までしか印刷されませんでした。



変更後

BS11_勾留請求関連帳票印刷画面の職業欄に入力されている文字はすべて印刷されるように修正しました。

ただし、被疑者や被告人の職業を登録する AS12_被告人（被疑者）等詳細入力画面の職業欄には48文字まで入力できますが、BS11_勾留関連帳票印刷画面の職業欄が25文字までしか入力できないため、26文字目以降は印刷することができませんので、御注意ください。

4. CS47_求意見書印刷画面で第1回公判前の身柄に関する求意見書の場合に入力した裁判官名

変更前

第1回公判前の身柄に関する求意見書を印刷する際、CS47_求意見書印刷画面で裁判官名を入力しても、求意見書には印刷されませんでした。



変更後

第1回公判前の身柄に関する求意見書であっても、入力した裁判官名が印刷されるように修正しました。

☒ 身柄に関する求意見	
●第1回公判前・後の別：	☒ 第1回公判前 ☐ 第1回公判後
●作成日 x：	H28/01/17 調
●被告人 x：	ジェーン・スミス
●事件名 x：	住居侵入、窃盗
●事件番号 x：	平成29年（ワ）第1号
●裁判所 x：	千代田地方裁判所
●裁判官（長） x：	田村 二郎 紀尾井 春子
●起訴日：	H28/01/01 調
●請求者種別：	☐ 検察官 ☒ 弁護士
●請求内容 x：	保釈の請求
	☐ なお書き

入力した裁判官名が、求意見書に印刷されるように修正しました（初期表示は空白）。

合議体の場合、右陪席・左陪席裁判官の氏名が表示されますが、第1回前の場合は非活性となり、印刷されません。

5. AS20 弁護人選任関連印刷画面等における被告人の送付先の初期表示の変更

変更前

AS20_弁護人選任関連印刷画面等における被告人の送付先の初期表示が、「住居」となっていました。



変更後

被告人の送付先の初期表示を、「収容場所」に変更しました。

●通知先：		1. 氏名	初期表示を「住居」から「収容場所」に修正しました	送付先
☐	検察官	千代田地方検		
☐	弁護人	飯田橋六郎		
☐	被告人	ジェーン・スミス	☒	収容場所
☐	法テラス	日本司法支援センター千代田地方事	☒	

今回、上記修正が行われたのは次の画面です。（括弧内は、修正箇所）

AS13（弁護人選任照会書等の送付先），AS17（各種通知書の通知先），
AS20（各種通知書の通知先），CS13（通知先），CS28（期日通知書の通知先），
CS44（通知先）

6. CS22 期日入力画面の場所プルダウンの表示内容の変更

変更前

場所プルダウンには、部ごとに登録している使用法廷への登録の有無にかかわらず、その庁で登録されているすべての法廷等が表示されていました。



変更後

当該事件の担当部の使用法廷等として登録されている法廷のみ表示するものとなりました。

●被告人： ジェーン・スミス

●事件番号： 平成24年（わ）第1号

●裁判官（長） x： 牟田郎 ▼ 窪町二郎

●場所：

●日付： 12月 05日

9時
10時
11時
12時

第601号法廷
第602号法廷
第1準備手続室
第2準備手続室
第1裁判員選任手続室

各部ごとにあらかじめ登録した使用法廷のみを表示するように修正しました。

7. YS13 事件関係送付一覧画面の担当部署プルダウンのリスト変更

変更前

担当部署プルダウンには、送付先で地検を選択した場合のみ、検察庁の担当部署が表示されていました。また、地検の場合は、必ず担当部署を入力する必要がありました。



変更後

送付先が区検の場合にも担当部署プルダウンで送付先の担当部署を選択できるよう、送付先にかかわらず担当部署プルダウンにリストを表示できるよう変更しました。また、送付先にかかわらず、担当部署を入力しなくても印刷できるように変更しました。

●送付先 x： 千代田区検察庁 ▼

●事件番号： 123 年（わ） 第 50001 号

●終了日： 12月 05日

●事件関係送付一覧：

選択 事件番号 被告人（被害者）等 事件種類 担当部署

○ 123(わ)50001 ジェーン・スミス 勾留状 検察庁

送付先が区検の場合でも、担当部署の一覧が表示されます。

公平部
令状係
執行係
記録係

8. YP13 事件関係送付一覧（勾留関係用）における簡易裁判所の表示

変更前

庁名欄には、当日の担当裁判所が地裁であるか簡裁であるかにかかわらず、常に地裁が表示されていました。



変更後

簡裁が処理した場合（送付する書類の事件符号が（る）の場合）、庁名欄が簡易裁判所となります（（む）と（る）が両方ある場合は、地裁と簡裁が併記されます。）。

9. CP33 期日指定状況一覧表及び CP35 開廷表における裁判官・書記官欄の拡張

変更前

裁判官欄や書記官欄が1行につき6文字までしか表示されず、例えば「甲 野 一 郎」と文字の間にスペースを入れてユーザ登録している場合、7文字目以降が折り返されていました。

審理予定 期日詳細	部・係 書記官 法廷	備考
証拠調べ	刑事第1部 A係 一ツ橋 三 郎 第601号法 廷	

CP33_期日指定状況一覧表

裁判官（長）	書記官
紀尾井 春 子	一ツ橋 三 郎

CP35_開廷表



変更後

1行に7文字まで入力できるよう幅を広げ、氏名の文字間にスペースを入れてユーザ登録している場合でも、7文字までは折り返さずに表示できるようにしました。

審理予定 期日詳細	部・係 書記官 法廷	備考
証拠調べ	刑事第1部 A係 一ツ橋 三 郎 第601号法 廷	

CP33_期日指定状況一覧表

裁判官（長）	書記官
紀尾井 春 子	一ツ橋 三 郎

CP35_開廷表

以 上